

# 国賠ネットワーク

NO.202  
2023.7.15

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房 朔  
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473



<https://kokubai.net/>  
[infodesk@kokubai.net](mailto:infodesk@kokubai.net)

## 「麻生邸リアリティツアーー国賠」をふりかえる

みなさんお久しぶりです。私は、2010年に提訴(2016年最高裁棄却で確定)した「麻生邸国賠」訴訟団で事務局をしていた者です。一時期は国賠ネット合宿に参加して交流させていただいたこともあります。

「麻生邸国賠」は最高裁判決まで6年かかりました。闘争を貫いた仲間には尊敬しかありません。傍聴や交流を通じてご支援いただいた国賠ネットのみなさんにも遅ればせながら感謝を申し上げます。

せつかくなのであくまで個人的なものではありますが、当時をふりかえってみたいと思います。私は、国賠ネットには、「国賠提訴をします」という告知目的で2010年総会に出るところから参加しました。またべつの集会で、土屋さんから「国賠闘争は10年つづくだろうね、いや、10年で終わるかどうか」「さまざまな利害関係がいろいろあって難しい面がある。最高裁ではどれだけ残っているかな?」などのお言葉をかけてもらったことは鮮明です。麻生邸国賠は、原告が一人ではなく、三者と一法人であることから関係者が多いことが特徴としてありました。その後の経過にあって「予言」は的中した一面があります。

訴訟団活動については、ある事情から2014年に訴訟団から外れ、闘争を続けることができませんでした。一つの理由としては、私自身がいわゆる二重関係における葛藤をかかえていたことからでした。当時の立場として、一つはフリーター全般労働組合の組合員。一つは(国賠担当の)弁護士に雇われた「労働者」。労働者としては、労働契約が試用期間のものから更新されず不安定生活で切羽詰まっているという困った状態で、組合員として労働組合での団体交渉が必要だと感じていました。

しかし、組合と弁護士は委任依頼関係があるので利益相反を起こしてしまいます。このように本来なら尊敬してやまない存在、仲間であっても、距離感が近すぎるために当時としては苦しいものとなつたことから、組合を脱退、それで訴訟団活動からもはずれました。

法律家やカウンセラーなど対人援助にかんする職業の倫理として「二重関係の禁止」「利益相反の禁止」が各々の規定で定められています。これは支援の受け手やその利益を保護する目的で定められているようですが、実際には、双方を混乱や心理的な葛藤から守るものだと理解しています。このように訴訟団活動のエピソード(土屋さんの予言)は、安全な関係づくりについて考えるきっかけとなっています。まとまりのないふりかえりになりましたが、付き合っていただきありがとうございました。

追伸 少し前に編集担当(杉山さん)とひよんなことで再会し、国賠を時系列的に見ていきたい気持ちになって、通信のバックナンバーが欲しいと懇願。まずは2006年から10年分を拝読しています。こちらについてはあらためて感想を書きたいです。

【 広田 有香 】

# 編集 前記

◆今回、なかなか句が浮かびませんが…「このもの日 母の日独り 露月暦」「桜散って 黒き実隠す 葉陰かな」(尚美)【前号未掲載分】

◆島民一人当たり、1000万円余の借金で、この30年余、ヘロヘロの島々を支えてきた。自衛隊員の充足率が93%で、待遇改善を検討中とのこと。徴兵制がないことが高度経済成長を支えた一因故、徴兵制の導入は出来ないのだろう。金、人と不足するこの島々の将来は暗いか? (翼) ◆今年は親しい方との別れが続き、先月は菩提寺のご住職も他界し、朗々とした読経がもう聴けないと思うと言葉もありません。いつもの駄句ですが。「初摘みの獅子唐二つ卓に置き」「師の逝きて 蕎を付けし 夏のバラ」(尚美) ◆「なんの罪もないのに・・・」と世間ではよく使われる。危険な言葉だ。切り取ったシステムの中では無罪・無辜というはあるが、この星での人間の存在として無罪は、在りそうもない。戦争を繰り返し、地球環境を無視した<生命の暴走>を、にも拘わらず罪とする意識、その起源が知りたいものだ。(Y) ◆マイナンバー盛っていました五百万 - 総務相(た) ◆神奈川の弁護士会は、これ以上再審公判の進行を遅らせる事は「著しく正義に反する」との声明を出した。証拠捏造の指摘に形振り構わず、袴田さんの再審無罪を阻もうとする静岡地検。「長期に及ぶ審理は、国民の司法に対する信頼にかかる」との指摘も同感である。(い)

## 会計報告 (2023年5月・6月)

[収入] 会費・カンパ: 10,000円 [支出] 通信費: 27,804円、会議費等: 2,456円

2023年度分の会費、原則2,000円／1会計年度(1月1日～12月31日)の振込用紙を同封いたしました。  
相変わらずのコロナ禍の折、御都合のよろしい時季によろしくお願ひいたします。

## Contents

巻頭言／「麻生邸アリティツアーコンペ」をふりかえる	広田 有香	1
編集前記	事務局	2
夏合宿案内／寅次郎が現場に行く	事務局／杉山寅次郎	3
大垣警察市民監視国賠／控訴審、大詰めに向かう	近藤 ゆり子	4・5
よど号国賠・産経損賠／裁判所は三森の証人尋問に前向き	井上 清志	6・7
湖東病院事件国賠／滋賀県開き直り？原告は証拠の申出	磯谷 昇太	8・9
星野獄中死国賠／池田意見書への徹底批判！	星野 晓子	10
司法界隈探訪／「命」と事実認定	宇田川 健次	11
冤罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	12・13
映画案内／『怪物』(是枝裕和監督)	磯部 忠	14

## Schedule

- 7／26 (水) 10:00 宮代町役場不退去罪被告事件(仮)／第3回公判@さいたま地裁 202号法廷(A棟2階)  
7／27 (木) 10:30 星野獄中死国賠／第16回口頭弁論@東京地裁 411号法廷  
8／3 (木) 18:00 国賠ネットワーク定例会@編集工房「朔」(神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201)  
8／22 (火) 16:00 産経損賠／控訴審第4回口頭弁論@東京高裁 511号法廷  
8／28 (月)  
～ 29 (火) 国賠ネット夏季合宿@民宿旅館「高山荘」  
9／16 (土) 15:00 国賠ネット通信発送作業@編集工房「朔」(神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201)  
9／21 (木) 11:00 湖東病院事件・西山国賠／第9回口頭弁論@大津地裁  
※ 裁判・イベントの日程は直前に裁判所等にてご確認ください。

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

# 国賠ネット夏季交流合宿のご案内♪

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

昨年に引き続き、恒例としていた夏季合宿を開催いたします。

期日は8月28日(月)～29日(火)の1泊です。山梨県の大菩薩連峰の麓、標高1150mにある2食付きの宿、民宿旅館「高山荘」。

従来は初日の午後に、2、3の議題について提案者を決めその報告・議論を行ってきました。

今回は、「新時代の国賠訴訟、その壁を超えて(仮題)」などを予定していますが、詳細は定例会で詰めていきたいと思います。

要項は以下の通りです。年に一度くらい雑談9割(学習1割)で夜を過ごすのも一興かと。

参加ご希望の方は、7月末までに、下記国賠ネット事務局宛ご連絡ください。

手紙:〒101-0075 新宿区高田馬場2-11-3 コーポ合歓201 国賠ネットワーク事務局宛

メール:infodesk@kokubai.net(国賠ネット事務局専用アドレス)

現地へは車が便利なので、参加者は都内や最寄り駅から車に分散同乗して行きます。

◆期日:8月28日(月)13:30～29日(火)11:00 現地解散

◆場所:山梨県甲州市大和町木賊639 民宿旅館「高山荘」TEL:0553-48-2448

HP:<http://www.kouzansou.com/index.html>

◆費用:1泊2食付き8,228円(1人当たり、税込)※その他バーベキュー費用など追加費用あり。

◆アクセス:JR中央線「甲斐大和」駅下車。中央高速「勝沼インター」から20号線を東京方面へ

連載第5回

編集担当日記

## 寅次郎が現場を行く

杉山寅次郎

5月20日(土) 国賠ネット通信201号印刷・発送作業@編集工房・溯。2次会、「リーダーのあり方」について各人各様なことが判明。大いに盛り上がる。

5月22日(月) 上智大学社会人公開講座で知り合ったグループMさん宅でクラシック音楽鑑賞会(第1回)。高級ステレオの改造機器が鎮座する空間でベートーベン「田園」やボクのリクエスト「新世界から」などを堪能。CDとLPとの聴き比べあり、至福の贅沢なひと時を過ごす。

6月7日(水) 「宮代町役場不退去罪冤罪事件(仮)」第1回公判の傍聴@さいたま地裁。被告の佐藤くんとは、90年代「遠藤国賠訴訟を支援する会」以来の友人。佐藤くんの情報公開請求申請に対する「おもてなし度ゼロ」の宮代町役場のウスラ○▲職員の対応が招いた冤罪だ。情報公開請求にたけた今は熱血傍聴師の今井亮一さんが云う。「(申請書の控えを交付するのに内容を)手書きする役所があつたとは!日本中にその異常さが轟くことになるだろう!」と。

6月11日(日)「連合赤軍の全体像を残す会」例会@コーポ合歓201。散会後、練馬駅北のココナリに皆で移動。三遊亭はらしようさん主宰「落語で学ぼう『連

合赤軍』」に事務所の先輩レーニン同志がゲスト出演のため。

6月18日(日)「言論デスマッチ第2弾 連合赤軍は何を残したか?」@南阿佐ヶ谷・トーキングボックスに行く。事務所の先輩レーニン同志がまたゲスト出演のため。

7月1日(土) 朝日朝刊、大河原化工機国賠での公安警察官証人による「捏造」

証言。近藤ゆり子さんも触れているが、公安警察官が「でっち上げ」を認める証言をしたという。いつもは組織のため自動的に偽証する警察官に何があったのか。「リーダーのあり方」に疑問を感じたからに違いない。

7月6日(木)「よど号旅券拒否国賠・産経損賠」支援会議@バルーン。会議はそこそこに2次会@たすく(救援連絡センター隣)、大いに盛り上がる。

7月10日(月)袴田再審、検察が有罪立証の方針とのこと。検察幹部の「リーダーとしてのあり方」が問われる。そもそもこの事件、刑事二審で逆転破棄無罪にすべきだった。そうしなかったのは『ジャスティス』(日本評論社)の著書で二審裁判長・横川敏雄氏の大失敗なのだが、この件についてはまた後日。

# 大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審、大詰めに向かう

近藤ゆり子（大垣警察市民監視違憲訴訟一審原告の一人）

## 1 一審被告は原判決の確定を望んでいる？

4月20日の第4回口頭弁論では、あえて大上段に「憲法」に言及する主張を行った（※1）。



一審被告側は、相変わらず事実認否を拒否し、主張らしき主張もしていない。名古屋高裁判民事第二部の現在の裁判体は、大企業や行政に忖度した一審判決を覆す逆転判決を幾つも

出している。「黙っていても裁判所は行政側を勝たせてくれる」とは思っていないはずだ。引き延ばし作戦で裁判体の構成が変わるのを待つか？ 一審判決が確定すれば良いと考えているのか？（一審判決では「情報提供」は厳しく断罪したものの、公安警察の情報収集・保有は容認している。「末端の大垣警察署の警察官の非違行為」でケリをつければ、大元は守れるということか？）

※1 2023.4.20 報告集会の動画あり。

## 2 「もの言う」自由を守る会7周年総会

### 時宜にかなった記念講演

7月2日、当会は7周年総会を行い、控訴審で意見書を書いて頂いた南山大学の 實原 隆志教授を記念講演にお招きして、「『もの言う自由』と自己情報コントロール権」という演題の記念講演をして頂いた（※2）。

まず、裁判所に提出した「意見書」の骨格を整理して説明された。

情報提供については、違法とした地裁の判断は維持



されるべきであると同時に、目的の正当性やそれに対する法律上の根拠の有無のより詳細な検討が必要であり、重要な情報の提供まで認める規定としての警察法2条1項の合憲性の検討をより厳格に行うべきであること。

情報収集については、警察による情報収集の違憲性・違法性に関する岐阜地裁の審査は不十分であり、権利侵害の正当性は認められないので、情報収集も違憲・違法とすべきこと。

また、情報保有についても、地裁が原告側に求めている情報の特定は厳格に過ぎること、本件で推測される情報保有を正当化する事実は確認できないことから、実体法上の評価として違憲・違法とすべきであること。

そして、これらの分析を通して、現在の最高裁判例の枠組みの中でも、情報収集及び情報保有を違憲・違法と判断できるし、しなければならないことが論理的に明らかにされた。



後半では、近年の議論やドイツ連邦憲法裁判所の判例を紹介しながら、最高裁の「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」（＝自己情報コントロール権）についての検討が不十分であることを指摘された。

最高裁は、「精神的自由」については、侵害された場合の不利益は社会一般に及びうることを説示するが、「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」の重要性に深い考察を加えず、個人情報が十分に保護されなかつた場合の問題—とりわけ社会全体への不利益—を述べていない。個人情報が大量に集積される今日において、これは正されなければならない。

實原 教授は、最後に、この事件・裁判を機とした変化への期待として、3つ挙げられた。

①公安警察活動における情報の扱いの重大性への注目、②公権力による個人情報の扱いが、「もの言う

「自由」の保障にもかかわる重大な問題であるとの認識の広まり、③「自己の情報がみだりに公開等されない権利」の重要性について、最高裁が現代の情報社会にふさわしい認識をもつに至ることへも期待。

現在の「市民監視の悪法テンコ盛り」状態において、時宜にかなった記念講演となつた。

※2 實原 隆志教授の記念講演動画あり。  
じつはら

### 3 大詰めを迎えるとする控訴審

#### －公安警察官の証人申請－

次回7月13日の第5回口頭弁論で、一審原告側は主張をほぼ終えるとともに、公安警察官6名と学者証人としての實原教授を証人申請する。警察官に関しては、一審被告側から民事訴訟法191条を盾とした激しい妨害があると思われる。先行的に民訴191条に関する一審原告側の見解を準備書面として出した(次回口頭弁論で陳述)。

現在の裁判体での結審・判決をめざしている。

#### <民事訴訟法191条>

1項：公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならない。

2項：前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

### 4 番外ながら：6月後半、

#### 公安警察を相手とした国賠訴訟で

★ 6月22日、札幌高裁で「安倍ヤジ排除」の控訴審判決があつた。一審では原告2人ともに全面勝訴だったが、高裁判決では、Mさんについては一審を維持しながら、Oさんについては逆転敗訴とした。

「ヤジ」の法律的な評価(表現の自由として憲法21条で保障される)は維持したものの、事実認定で敗訴させたのだ。安倍支持者らがOさんに危害を加える危険性が

が切迫していたから、即時の強制的な退避措置が必要だった、というのだ。

一審では「信用性がない」と一蹴された道警作成の「報告書」や、ビデオ映像と明らかに矛盾する警察官らの証言を採用して、北海道警公安の行為は正当であるとした。

「ヤジ」の法律的な評価が維持されたことは「半分勝訴」だが、国賠において逆転敗訴となったことで、Oさんへの中傷は一層激しくなり、「ヤジを飛ばせば酷い目に遭う」が定着してしまう。日本の裁判所は、時折(頻繁に?)人権救済どころか人権侵害を強める場と化している。

ヤジポイHP <https://yajipoi.wordpress.com/>

★ 6月30日、「大川原化工機」の社長らが、国と東京都に損害賠償を求めた訴訟の証人尋問で、警視庁公安部外事1課の警部補が「(事件は)捏造ですね」と証言した。

2020年、「大川原化工機」が、軍事転用が可能な噴霧乾燥機を中国などへ不正に輸出したとして、社長ら3人が逮捕・起訴され、約11ヶ月も身体拘束された後、第1回公判の4日前に検察官が公訴取消しをした。勾留中に病気となった専務は保釈後まもなく亡くなった。会社としても大きな損害を受けた。大川原化工機は、噴霧乾燥機の輸出が違法でないことを経産省に何度も確認をとっていた。

だが公安によって、違法輸出として執拗に捜査され人命まで奪われた。

存在しない「事件」を捏造したのは、中国敵視の「経済安保法」の立法事実(※3)を作出したかったからだと推測される。特定の政治目的で、事件捏造などの「工作」を行う公安警察の活動の一ありようが、現役の公安刑事の証言で明らかになった、という意味で、ビッグニュースだ。

※3(編集部注) 法律の合憲性や法律の必要性を支える社会的・経済的・文化的事実のこと。(『憲法(第7版)』(芦部信喜/著、岩波書店)P395、『憲法(第3版)』(佐藤幸治/著、青林書院)P372)

《「もの言う」自由を守る会》HP <https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

大垣警察市民監視違憲訴訟の運動面の情報、裁判関係の書面などを載せています。

※1 ※2の動画もリンクを貼っています。



# 裁判所は三森(元公安刑事)の証人尋問に前向き、実現せよ!

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会 事務局 井上清志

## 1 第3回口頭弁論の概要

産経新聞「名誉棄損」損害の第3回口頭弁論(控訴審)は、6月20日午前11時から東京高裁511号法廷で行われた。口頭弁論には代理人の山下幸夫弁護士ほか、傍聴には国賠ネットの仲間も含め支援者7名が駆けつけた。この日から裁判官の構成が変わった。矢尾和子裁判長から水野有子裁判長に交代。今回もまた、女性裁判長である。

控訴人(魚本さん)側は、準備書面(2)を陳述した。同書面は、裁判所の「三森氏(元公安刑事)と控訴人が会っていないという点が、名誉毀損の請求との関係でどう関係するか、もう少し主張を補充してもらいたい」との要請に応えたものだ。これまで控訴人は「会って話をしてもいいのに、会って話をしたと事実を捏造」されたとし、このことによって「社会的評価が低下させられ、名誉毀損による不法行為(民法709条)が成立」すると主張してきた。

同書面は、これを前提として、これまでの主張を、敷衍・補充したものだ。記事のなかの三森発言は「なりすましのツイッター」に似ており、名誉権を侵害することが認められ、三森に対して「恭順ないし隸属の意思を伝える行為」をしていると受け取られること、さらに控訴人の名誉感情を侵害し限度を超えた侮辱行為であり、これも三森に対して「恭順ないし隸属の意思を伝える行為」であり不法行為が成立する、としている。

請求原因の追加として、悩みを打ち明けるなど私生活上のこととを事実らしく受け取られ、公表されることは、これも「恭順ないし隸属の意思を伝えるという屈辱的な行為」である。控訴人にとって公表されたくないのは当然であり、プライバシーを侵害し不法行為が成立する、と主張している。準備書面(2)の要約は下記。

## 2 進行についての裁判所の見解—証人尋問に前向き

準備書面(2)の陳述後、裁判所は、被控訴人(産経、三森)に今後の進行について意見を求めた。被控訴人

は、相変わらず一審判決通り「面会の有無は、名誉棄損には関係ない」、新たな主張であるプライバシー侵害=不法行為についても「本件とは関係ない、進行は裁判所に従います」と述べるだけであった。裁判所は、今後の進行について一旦休廷し、長い協議(約10分)の後、現時点での裁判所の見解を述べた。これは珍しい、異例のことだ。見解はおおよそ以下の通り。

- ① 控訴人主張の「面会の否定と名誉棄損の関係」については、現時点で裁判所も名誉棄損は有りうると思っている。
- ② 控訴人への名誉感情の侵害はなりうると思っている。
- ③ プライバシーを侵害(不法行為)についても可能性がある。
- ④ その上で、被控訴人(産経側)は準備書面(2)の反論と三森氏(元公安刑事)の証人採用の意見があれば8月8日までに提出してもらいたい。その書面をもって三森氏の証人尋問を最終的に判断していただきたい。現時点では三森氏の尋問の必要性があると考えているので、三森氏の都合を聞いてもらいたい。

## 3 傍聴席から「異議なし」

裁判長が「面会の否定と名誉棄損の関係について、裁判所も名誉棄損が有りうる」、「証人採用を検討」のいずれかの見解を述べたとき、思わず傍聴席から「異議なし」。これには裁判長も「進行の妨げになるので静かにしてください」と若干緊張する場面もあった。同書面は弁論当日の前日(19日)午後、ぎりぎりに提出されたものであったが、裁判所もこれをしっかりと読み、引継ぎもちゃんとしている様子であった。

## 4 証人尋問の実現へ

いつも裏切る裁判所、今回もこれで結審かと、覚悟もしていたが、証人尋問は実現しそうである。「面会の否定と名誉棄損の関係」(名誉毀損の成立)、名誉感情の侵害、プライバシーの侵害など、現時点で裁判所は、わたしたちの主張に耳を傾けているようだ。油断はでき

ないが、勝訴の可能性もある。

## 5 準備書面(2)の要約

### (1) 三森は「なりすましのツイッター」

記事の三森発言は、「なりすましのツイッター」に似ており、「一般読者の普通の注意と読み方」からすれば、なりすましをされた控訴人(魚本さん)がそのように発言したものと受け取られ、控訴人の品性、信用等の人格的価値を損ない、名誉権を侵害することが認められる。三森に対して「恭順ないし隸属の意思を伝える行為」をしていると受け取られ、「人間として最低または劣位にある行為」であり、社会的評価を低下させる。これは名誉毀損による不法行為である。

### (2) 名誉感情侵害による不法行為

一審判決は、ハイジャック決行前に、三森に対し、親密な関係にある者にしか話せない個人的な人間関係や将来について悩みを打ち明け、その後にハイジャックを決行した(事実摘示)と判断。この判断を前提とすると、三森に会ってもいないのに、架空の控訴人を登場させて悩みを打ち明けたことになる。「控訴人のなりすまし」が登場ということだ。

しかし一審判決は、決行を前に「控訴人の心が揺れ動いており、人間らしい行動をしていると理解される行動」として、控訴人の社会的評価を低下させるものとは認めないと判断している。一審判決はこの「控訴人のなりすまし」を前提のストーリーに過ぎないのだ。

決行前、公安警察官とは決定的な対立関係にある控訴人にとって悩みを打ち明けるということは、三森に対して「恭順ないし隸属の意思を伝える行為」であり、これは限度を超えた侮辱行為である。決行についても、対立関係にある公安警察官と個人的に会っていながら葛藤もなく決行したとされる。これも限度を超えた侮辱行為であり、名誉感情侵害による不法行為が成立する、としている。

### (3) プライバシー侵害による不法行為

更に、請求原因に新たな追加の主張を行った。一審判決は、三森に対して個人的な人間関係や将来について悩みを打ち明けたとの判断をしている。悩みの打ち明けは、控訴人の私生活が事実らしく受け取られ、公

開されることによって心理的な負担、不安を覚えることが認められる。三森に対し悩みを打ち明けたという事実は、それ自体、何ら犯罪行為ではないが、これを公表する必要性はほとんど認められない。公表する社会的価値は認められない。公表は公安警察官に対して、「恭順ないし隸属の意思を伝えるという屈辱的な行為」であり、控訴人にとって公表されたくのは当然である。本件記事は、控訴人のプライバシーを侵害するものとして、不法行為があると認めるべきである。

以上が、準備書面(2)の要約である。提出はぎりぎりであったが、弁護団の「苦労」が伺える。

特に、控訴人(魚本さん)が、一貫して主張している、「記事は公安の内通者として受け取られる」「名誉棄損である」という点。これは、存在しない三森との面会によってねつ造された”事実”によってなされた。ねつ造されたこの”事実”は、「恭順ないし隸属の意思を伝える行為」として受け取られ「人間として最低または劣位にある行為」であるとしている。この点、(1)三森の「なりすまし」行為、(2)名誉感情の侵害、(3)プライバシーの侵害と見事に法律的にも落とし込んでいる。

一審で却下された証人尋問は、実現しそうである。準備書面(2)に対する被控訴人の反論が提出されることになっているが、内容次第では再反論していく予定である。

次回の第4回口頭弁論は8月22日、午後4時 東京高裁511号法廷。(2023年7月4日記)

※本稿は『救援』7月号の原稿に加筆・修正したものである。



撮影者:源五郎さん(photo-ac.com)

# ～滋賀県まさかの開き直り?? 原告は証拠の申出を行いました～

弁護士 磯 谷 昇 太

湖東病院事件は、令和5年6月 22 日、進行協議及び口頭弁論が行われました。

## 1 開き直りともとれる滋賀県の主張

滋賀県警の捜査の違法は多岐にわたりますが、滋賀県は、今回期日において、次の3点について、議論から逃げるような主張を行いました。滋賀県の主張は「何か問題でもありましたか？」と開き直っているようにしか思えません。

(1) 滋賀県警は、起訴後も西山さんの取調べを計 14 回、延べ 64 時間 15 分も行っています。このことについては、余罪捜査目的であったのか、西山さんの自白を維持する目的であったのか争いがあります。

この点、滋賀県は、余罪捜査目的で取調べを行ったが、余罪については立件を見送り、その捜査資料については、平成 16 年 8 月 12 日付けで検察庁に送致していると主張していましたが、この主張にはいくつかの矛盾がありました。

すなわち、①滋賀県警は、余罪の立件を見送った 8 月 12 日以降も計 7 回、延べ 29 時間 51 分も西山さんの取調べを行っています。うち 5 回の取調べについては、犯罪捜査規範で作成を義務付けられた取調状況報告書の作成がされていません。余罪の立件を見送った後の取調べの目的は何だったのでしょうか？ 滋賀県からの主張は一切ありません。

また、②滋賀県警が余罪捜査の過程で収集した捜査資料を送致したとする 8 月 12 日付けの送致書には、



滋賀県警察本部（読売オンラインのサイトから）

余罪捜査を行ったのであれば当然に存在するはずの捜査資料が一切見当たりません。滋賀県警は、はなから余罪捜査を行う予定などなく、実際にに行っていないことも明らかです。

これら弁護団の指摘に対して、滋賀県は、起訴後に取調べを行うことが直ちに違法とされるものではない、山本警察官の起訴後の取調べは問題なかった、取調べ状況報告書を作成しなかったことは認めるような主張をしたうえで捜査員らに起訴後の取調べの事実を隠そうとするなどの特段の意図はなかったなどと、正面から議論を避けました。

(2) 次に、西山さんの自白には、具体的な殺害方法等、その根幹部分について幾多もの変遷がみられます。

そうしたところ、滋賀県警は、西山さんの供述録取書等のすべてを検察庁に送致して



滋賀県警の捜査を受けて西山さんを起訴した大津地方検察庁

Copyright (C) Otsu District Public Prosecutors Office. All Rights Reserved.

いるものではありません。

とりわけ重要なのは、7 月 2 日の西山さんの供述です。この日の西山さんの供述が記載された証拠は供述録取書 1 通と供述書 2 通の合計 3 通ありますが、これらを比較すると、殺意、殺害方法の点で全く異なる供述がなされています。同日中に、全く異なる供述がされていること自体、自白の信用性に疑いを持たせるものですが、あろうことか滋賀県警は、このうち内容の一致する 2 通のみを検察庁に送致し、内容の異なる残り 1 通は送致しませんでした。

この点、滋賀県は、単に、同日の取調べの中で供述が変遷しただけであると主張しています。内容の異なる 1 通を送致しなかったことについては、隠そうとする意図はなかったとしていますが、だったらどうして送致しなかったのかの説明はなく、議論から逃げました。

(3) 最後に、滋賀県警は、西山さんの精神状態等について、病院に照会をかけて回答を得たり、出身中学や担任教諭らの事情聴取をしたりしていますが、これらの証拠についても検察庁に送致していませんでした。

この点についても、滋賀県は、これらの捜査に特別

な意味はなく、検察官とも西山さんの精神状態等について共有していたのであるから、あえて送致しないようにする必要はなかったなどと主張しますが、だったらどうして送致しなかったのか説明しません。

## 2 証拠の申出

今回期日において、弁護団は、証人8名及び西山さん本人の証拠申出を行いました。これに対し、国及び滋賀県は態度を留保しています。

証拠申出を行った証人8名は次のとおりです。真相を明らかにするためには、全員の尋問が必要であると考えます。

- ①山本誠-取調担当刑事
- ②時田保徳-捜査統括刑事
- ③早川幸延-起訴検事(現:公証人)
- ④西克治-解剖医
- ⑤飯浜岳-再審公判検事(現:和歌山地検次席検事)
- ⑥三浦守-特別抗告検事(現:最高裁判事)
- ⑦小出将則先生-西山さんを診察した精神科医
- ⑧西山玲子さん-西山さんの母

## 3 結び

滋賀県の開き直った主張に対する反論はもはや不要かと思います。今後は、証人の採否、尋問の順序、時間等の調整を経て、尋問手続に入ります。弁護団としては、早く年内から、遅くても年明け早々には集中的に証拠調べを行いたいと考えています。

引き続き、ご支援のほど宜しくお願ひいたします。

### ～今後の予定～

- ① 7月 25 日午後4時～進行協議期日(非公開)
- ② 9月 21 日午前 10 時～進行協議期日(非公開)  
同日午前 11 時～口頭弁論期日(公開)
- ③ 10月 20 日午前 11 時～進行協議期日(非公開)
- ④ 11月 21 日午前 11 時～進行協議期日(非公開)



大津地方裁判所(裁判所ウェブサイトより)

### 【事件解説】湖東病院事件とは…

#### <自白だけに頼った有罪判決>

2003年5月22日午前4時半頃、滋賀県湖東町(現東近江市)の湖東記念病院の病室で人工呼吸器を着けていた入院患者Aさんが心肺停止状態になっているのが発見されました。発見したのは看護師のBさんと看護助手の西山美香さん。

滋賀県警は当初、人工呼吸器が外れたのに気づかず死亡させた業務上過失致死容疑で捜査をしましたが、病院関係者は人工呼吸器のアラームは鳴っていないと器具の不具合による事故を主張して捜査は1年ほど進展ませんでした。

そこで捜査官は西山さんに「アラームは鳴っていた」という供述を強制、西山さんが「鳴っていた」と供述を変えると捜査官は急に優しくなり、西山さんは捜査官に好意を寄せるようになってしまいました。

しかし、責任を問われるB看護師への配慮から「本当は鳴っていなかった」と西山さんは供述を変遷させ、捜査官の叱責について苦し紛れに「自分がチューブを抜いた」とウソの供述を行い、殺人容疑で逮捕されてしまいました。

西山さんは接見した弁護士には無実を訴えましたが、取り調べでは犯行を「自白」。

検察官は、不自然で矛盾に満ちた西山さんの「自白調書」を証拠として提出、一審の大津地裁は「自白」を認めて懲役12年の判決を言い渡し、最高裁で確定しました。

#### <再審開始>

西山さんと弁護団は、「自白」が客観的、科学的な鑑定に反する虚偽のものであることを訴えて再審を請求。

2017年12月、第2次再審請求で大阪高裁は西山さんの訴えを認めて、再審開始を決定。2019年3月18日、最高裁で再審開始が確定、2020年3月31日、大津地裁(大西直樹裁判長)の再審裁判で西山さんに無罪判決が言い渡され、検察は上訴権を放棄し、無罪が確定しました。

#### <国賠を提訴>

西山さんは、2020年12月、捜査の違法性を明らかにするために国賠を提訴。

しかし、国賠訴訟の中で滋賀県は西山さんの無罪判決を否定する準備書面を提出、滋賀県知事が準備書面提出の謝罪に追い込まれるなど、滋賀県警はまったく反省する姿勢を示していません。

(文責／事務局)

# 被告国の準備書面・池田意見書への徹底批判！

星野 暁子

6月29日、友人といつしょに群馬の安養院に、星野文昭の墓参りに行った。

梅雨だというのに暑い日で、汗が流れた。文昭が亡くなつて、もう4年の年月が過ぎた。『あの坂をのぼつて——星野文昭・暁子 獄中往復書簡』(アーツアンドクラフト社)を出版したことを墓前に報告した。きっと喜んでくれているだろう。

墓参りをしながら、松元ヒロさんが舞台で語った言葉をかみしめた。「天命を全うして亡くなった人の死を悲しんではならない。記憶にとどめる人がいる限り、その人は生きているのだから」



5月16日、星野国賠請求訴訟の第15回口頭弁論が開かれた。東京地裁民事第14部の村主隆行裁判長は、弁舌さわやかな裁判官だが原告・被告どちらかに組するという姿勢はまったく見せない。

口頭弁論に先立つて、原告弁護団は、内科の柳沢裕子医師と肝臓専門医の石田祐一医師の意見書、第10準備書面、第11準備書面を提出した。今回の意見書は、昨年12月に提出された池田正行内科医の東日本成人矯正医療センターに関する意見書に対する批判であり、この日の弁論の争点もそこにあつた。

2019年5月28日、手術後の18時50分に血圧が64/43に急降下した時に、再開腹して止血していれば、文昭は100パーセントに近い確率で救命できたと、原告側の意見書を書いた3人の医師がそろつて言っている。

これに対し、池田医師は、文昭の腹部の出血によって圧力が高まっており(タンポナーデ効果)、もし再開腹すれば水枕にナイフを突き刺したように出血して術中死したと主張している。

さらに世界でも4例しかないSTLS(自然崩壊型腫瘍崩壊症候群)にかかっていたため、何をしても救命は不可能だ

ったと述べている。

説明にたつた土田元哉弁護士は、強い怒りを秘めながら、「池田医師が主張することは、カルテに書いていないし、それまでの国の主張とも矛盾する。さらには、切除された腫瘍には、STLSを示唆する組織所見は認められず、STLSを発症していなかつた」と断言した。

岩井弁護士は、医療センターが医療事故として報告していないことが違法、不當であることを明らかにした。手術翌日に急いで駆け付けた私に、主治医が「今朝の5時頃から血圧が下がつた」と嘘の説明をしたことを弾劾した。

さらに、村主裁判官は、被告国が提出していた2019年3月13日の墨塗りされた公用車の運行記録表は、「証拠として採用しない」と述べた。これによって、原告が申し立てていた「文書開示命令」は判断されないことになった。「車の運行記録」というのは、3月1日にエコー検査で巨大な腫瘍があることがわかつてから、4月18日の医療センターへの移監まで、「星野文昭の治療を何もやっていない」という原告側の批判に対して、被告国が「外医調整」をやっていたと弁解し、その証拠として提出してきたものだ。岩井弁護士の話によれば、民事で証拠不採用というのは珍しいことだという。墨塗りのない車の運行記録を提出させることは重要だが、そのことを争つた場合、このことだけに1年を費やすことになつてしまふことを考慮すると、「証拠不採用」は、適切な判断と言える。

書証による証明は、今回でほぼ終了した。これからは、裁判所の「争点整理」を基に、双方が立証計画を出し合い、今秋にも証人尋問が行われることになる。いよいよ訴訟の勝敗を決する重要な段階に入った。

原告側の3人の医師の意見書、弁護団の準備書面は、被告国の池田意見書、国の準備書面を、その正しさにおいて圧倒している。なんとしても勝ちたいと思う。

次回第16回口頭弁論は、7月27日午前10時30分より、411法廷です。参加と注目をよろしくお願いします。

宇田川 健次（会員・岡山）

近年、関西の弁護士有志が私財を投じて死刑確定者人権基金が創設され、この基金の援助によって、死刑執行の実体を明らかにするべく「再審請求中の死刑執行国家賠償請求事件」・「死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件」・「絞首刑執行差止等請求事件」の3つの国賠訴訟が大阪地裁に提訴され進行中である。注視されたい。（詳細については CrimeInfo データ・資料参照）

さて、死刑が確定するまでには「命」をめぐつていろいろなやり取りが存在したと思われるが、死刑制度の是非などについて考える上で参考となる事例を紹介してみたい。

1988（昭和 63）年 6 月 2 日の最高裁の上告棄却により死刑が確定し、それ以来大阪拘置所に収容されているW氏については 2 通の異なった『調査官報告書』が存在する。

W氏は、いわゆる連続 4 人殺人事件で、当時未成年だった 1967（昭和 42）年から 1973（昭和 48）年にかけて大阪と名古屋でおきた 4 件の強盗殺人事件で女性 3 人男性 1 人を殺害したとされた。

一審大阪地裁では 4 件とも犯行を認めていたが、大政正一裁判長が疑問点を指摘し、判決言い渡し予定日に職権による証拠調べ再開手続きを実施した。しかし、本人は頑として「（自分の犯行に）間違いない」と主張し、判決は自白を優先させる形で疑問点に目をつぶり、異例の無期懲役を言い渡した。その後、控訴審の大蔵高裁（西村哲夫裁判長）では一転死刑判決が出された。

しかし、最高裁に上告した際の担当調査官であった渡部保夫氏（退官後は北大教授などを歴任、『刑事裁判の光と陰』『無罪の発見』など著書多数）は、男性殺害については無罪、もう 1 件の女性殺害についても審理のやり直しを主張、「死刑判決を破棄し、高裁へ差し戻すのが相当」との報告書を書い

た。この報告書は第一小法廷の判事たちに提出され、裁判官の 1 人谷口正孝判事がそれを支持したため、判事の全員一致が原則とされる死刑判決の言い渡しが事実上できなくなった。

そして、事件が最高裁に係属して 3 年近くなって担当調査官である渡部氏が北海道（札幌高裁部総括判事）に異動となり、東京地裁から転勤してきた別の調査官が事件を引き継いだ。新任の調査官には、前任者の意見にとらわれず、新たに報告書を出すことも認められているので、新調査官は改めて裁判記録を検討し直して、「原判決は相当、上告棄却」との報告書を作成した。

相異なる 2 通の報告書を前に新調査官と谷口判事の意見の応酬が始まって容易にまとまらなかつたが、1987（昭和 62）年 1 月、谷口判事は定年退官となり、四ツ谷巖氏が後任の最高裁判事となつた。その年の夏弁論が開かれ、翌年 6 月 2 日、「記録を検討しても、原判示第二及び第三の各事実に関する有罪認定を含め、原判決の認定に誤りがあるとは認められず……原判決の量刑が不当であるとは認められない（裁判所ウェブサイト：事件番号・昭和 53 年（あ）1290 号）」として上告棄却の判決が言い渡された。

1 件でも有罪認定が覆れば無期懲役に変わる公算大であったが、わずか 17 行の判決理由からは、その背後で展開された「命」をめぐるやり取りをうかがう <sup>すべ</sup>術もなかった（『検証・最高裁』p.9）。かくして最高裁係属から判決までに 10 年の月日が費やされた。

W 氏はその後男性殺害について再審請求、女性 1 人についても再審請求の予定と報じられたが、未だ再審は開始されていない。皆さんは如何お考えだろうか。

**参考：**毎日新聞社会部編『検証・最高裁判所 法服の向こうで』毎日新聞社。伊佐千尋・渡部保夫『日本の刑事裁判 冤罪・死刑・陪審』中公文庫

# 冤罪・人権関連 情報クリップ

2023年5月11日～7月5日

井上 清志

■(前号漏れ)辛淑玉さん「沖縄で運動する人々に謝るべき」「ニュース女子」名誉毀損訴訟の判決確定で沖縄の米軍を取り上げた東京 MX テレビの番組「ニュース女子」を巡る名誉毀損訴訟で、制作した DHC テlevision(現・虎ノ門テレビ)に 550 万円の損害賠償と謝罪文掲載を命じる判決が最高裁で確定したことを受け、原告で反ヘイトスピーチ団体「のりこえねっと」共同代表の辛淑玉さんが記者会見し、「沖縄の運動をたたくため、私の出自を利用した、幾重にも悪質な番組だった」とあらためて批判。日本社会は「差別ビジネス」に覆われているとして差別禁止法など早急な対策を求めた。(東京新聞 5 月 1 日)

■「慰安婦」控訴審に出廷した日本の弁護士「日本政府の責任を免除した一審は誤り」

日本軍「慰安婦」と強制徴用被害者の訴訟を支援してきた山本晴太弁護士が、韓国の法廷に証人として出廷。「慰安婦」被害者が日本政府を相手取って起こした損害訴訟の一審は最近変更された国際法解釈を反映できていないとし、二審の法廷に前向きな判断を求めた。「国際司法裁判所で『フェリーニ判決』が出されてから 10 年以上がたっており、その間に変化した」「当時の判決をそのまま適用してはならない」と述べた。「人権を守るために外国政府の不法行為に対しては主権免除を適用しない」という『例外』は、大多数の国で採択、人権侵害を受けた被害者がおり、被害者の最後の救済手段が国内の裁判所であった場合、被害者の権利は主権免除に優先する」と主張した。(ハンギョレ新聞 5 月 12 日)

■「非公式な記録だと思われる」孫崎さん証人として米公文書の信用性を証言 砂川事件国賠償訴訟

1957 年に米軍立川基地(旧砂川町)に立ち入ったとしてデモの参加者が起訴され、最高裁で有罪が確定した「砂川事件」で、公平な裁判を受ける権利が侵害されたとして係争中の国家賠償訴訟の第 12 回口頭弁論が、東京地裁であった。元外交官の孫崎享さんらが原告側の証人として出廷し、原告側が提出した米公文書について「非公式な会合の記録だと思われる」などと証言した。(琉球新報 5 月 23 日)

■重大少年事件記録廃棄 「国民の財産失わせた」最高裁謝罪

重大少年事件の記録が各地の裁判所で廃棄されていた問題で、最高裁は、調査報告書を公表し「後世に引き継

ぐべき記録(国民の財産)を多数失わせ、国民の皆様におわび申し上げる」と謝罪した。保存記録を膨大化させないよう全国の裁判所にメッセージを送った最高裁の対応が、保存に対する職員の消極的な姿勢を強めたと認めた。事件記録の廃棄を巡っては神戸連續児童殺傷事件(1997 年)の記録が神戸家裁で廃棄されていたことが発覚。最高裁は有識者委員会を設置した。(毎日新聞 5 月 25 日)

■杉田氏の逆転敗訴 従軍慰安婦などの研究に対するツイッター巡る訴訟

杉田水脈衆院議員にツイッターなどで研究内容を中傷され、名誉を傷つけられたとして、大阪大の牟田和恵名誉教授ら 4 人が杉田氏に計 1100 万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。清水響裁判長は、訴えを退けた一審・京都地裁判決を変更し、牟田名誉教授に対し 33 万円を支払うよう命じた。ほかの 3 人については控訴を棄却した。4 人は国から科学研究費を受け、性の平等に向けた女性運動や従軍慰安婦問題を研究。杉田氏はツイッターで「国益に反する研究」「反日活動」と書き込んだほか、インターネット番組などでも批判したが、一審判決は「社会的評価を低下させるものとは認められない」などとして訴えを退けていた。(朝日新聞デジタル 5 月 30 日)

■点検中に読書、受刑者への懲罰で国に賠償命令

横浜刑務所の受刑者が、居室の点検中に読書をしたとの理由で懲罰を受けたのは違法だとして、国に 220 万円の損害賠償を求める訴訟の判決で、東京地裁は読書でなく本を片付けようとしたと認め「懲罰は妥当性を欠く」として 11 万円の支払いを命じた。居室点検中、男性は布団の上に置いたままの本を片付けようと手にし、看守に目撃された。点検中は所定の位置に座り、手を太もも上に置くよう定められており、男性は読書していたとの理由で「閉居罰」の懲罰を受けた。岡田幸人裁判長は、読書をしようとしたとは考えがたいと指摘。一時的に手を動かしたに過ぎず、懲罰の前提となる事実関係に誤認があるとし「刑務所秩序に与える影響は限定的だ」と述べた。(産経新聞 5 月 30 日)

■大崎事件、弁護団が特別抗告 高裁決定に不服「新証拠の判断方法は誤り。判例違反だ」

裁判のやり直しを求めている原口アヤ子さんの弁護団は、第4次再審請求即時抗告審で再審を認めなかつた福岡高裁宮崎支部(矢数昌雄裁判長)の決定を不服として、最高裁に特別抗告した。「新証拠の判断方法は誤り。判例違反だ」とした。申立書は約 45 枚。「旧証拠の証明力が減殺されれば、確定判決の事実認定に合理的な疑いが出るかを判断する必要がある。高裁決定は方法論的に誤り」と指摘する。第4次請求で弁護団は、男性は絞殺ではなく事故死だと主張、救命救急医による医学鑑定などを新証拠として提出した。(南日本新聞 6 月 12 日)

■元法務事務次官の辻検事長を尋問へ 檢察官の定年延長巡る訴訟で

東京高検検事長だった黒川弘務氏の定年を半年間延長した閣議決定を巡り、法務省などが関連文書を開示しないのは違法だとして、神戸学院大の上脇博之教授が不開示決定の取り消しなどを求める訴訟で、大阪地裁(徳地淳裁判長)は、当時の法務事務次官だった辻裕教・仙台高検検事長の証人尋問を行うことを決めた。現職検事

長に対する証人尋問は異例。上脇氏側は、法解釈を変更した経緯や関連文書の作成状況などを明らかにするため、辻氏の証人尋問を地裁に請求。上脇氏は関連文書の開示を請求したが、法務省はほとんどの文書を「作成していない」などの理由で不開示とした。(朝日新聞デジタル 6月 16 日)

### ■旭川いじめ ネット中傷女性に賠償命令

旭川市内の公園で2021年に凍死した中学2年広瀬爽彩さんへのいじめ問題を巡り、インターネット上の投稿で名誉を傷つけられたとして、広瀬さんの母親が、投稿者の女性に、253万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が旭川地裁であった。佐藤惇裁判官は被告女性に計165万円の賠償を命じた。被告女性は交流サイト(SNS)のツイッターに、関係者を装って「家庭環境に問題がある」と事実と異なる内容を投稿した。佐藤裁判官は「精神的苦痛を与えた」と判断した。(北海道新聞デジタル 6月 15 日)

### ■勾留中に「かっけ」賠償55万円

埼玉県警の留置施設で提供された弁当が原因でビタミン欠乏症「かっけ」を発症し、精神的苦痛を受けたとして、勾留された男性が埼玉県に 1,000 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、さいたま地裁は県警が注意義務を怠ったため、男性の体調が悪化したと認定、県に慰謝料など計55万円の賠償を命じた。沖中康人裁判長は判決理由で、1日に必要なビタミンB1の量は国の基準があり、施設の弁当について栄養士会がビタミンB1などの栄養素の量を県警に通知していたとして「健康上必要な量が含まれていなかったことを容易に認識できた」と指摘した。(共同通信 6月 16 日)

### ■「ヘイト投稿」男性に賠償命令 安田菜津紀さん被害で東京地裁判決

ツイッターで在日コリアンに対する「ヘイト投稿」をされて精神的苦痛を受けたとして、安田菜津紀さんが、投稿したとされる男性に 195 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁(目代真理裁判長)は男性に 33 万円の賠償を命じた。安田さんは、在日コリアンだった父のルーツを追った自身の記事をツイッターに投稿。これに対して、在日コリアンに対する差別表現とともに、日本人よりも優遇されている「在日特権」があり、「日本人から嫌われている」とする投稿があった。安田さん側は、事実に反するうわさにより、日本以外にルーツを持つ人に対する差別的意識を助長・誘発することが目的だったと主張。ヘイトスピーチ解消法が定める「差別的言動」に該当し、人格権が侵害されたと訴えている。(毎日新聞 6月 19 日)

### ■寮の個人スペースはベッド 1 台分…外国人技能実習生 2 人「不適切な処遇」と監理団体に賠償請求

枕崎市のかつお節工場で働く外国人技能実習生を受け入れる監理団体が運営する寮で、国の運用要領で定められた寝室スペースが十分に確保されていないことが分かった。実質の個人スペースはカーテンで仕切られたベッド1台分で国の運用要領を満たしていないという。賠償を求めているのはフィリピンから来日した2人で失踪していた。支援する弁護士によると、実習先での作業が事前に聞いていた内容と異なり、早朝勤務の重労働だったほか、ストレスで痔になった際に、組合の女性職員から患部を見せるよう求められたなどと訴えている。(南日本新聞社 6月 24 日)

### ■国賠事件「捏造」と警視庁警部補証言

外為法違反の罪などに問われ、後に起訴が取り消された「大川原化工機」の社長らが捜査の違法性などを主張して東京都と国に損害賠償を求めた訴訟の口頭弁論が、東京地裁で開かれた。捜査を担当した警視庁公安部の男性警部補の証人尋問があり、原告側代理人に「事件はでっち上げと思うか」と聞かれると「捏造ですね」と述べた。警部補は尋問で、社長らの逮捕後、捜査の問題点を指摘する内部通報があったと明かし「警視総監が承認した事件であっても、内部通報を真摯に受け止めていれば…」と語った。(共同通信 6月 30 日)

### ■被差別部落の地名公開、高裁が禁止範囲を拡大「差別されない利益」

全国の被差別部落の地名をまとめた本の出版などはプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と被差別部落の出身者が、出版社側に出版の差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が、東京高裁(土田昭彦裁判長)であった。判決は一審・東京地裁判決よりも出版禁止の範囲を広げ、賠償額も約 488 万円から 550 万円に増やした。高裁はまず、個人の尊重を保障した憲法 13 条や法の下の平等を定めた 14 条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断した。賠償の範囲について「本人や親族の住所か本籍が、現在あるか、過去にあった人」に拡大した。(朝日新聞デジタル 6月 28 日)

### ■産経新聞社に再び22万円賠償命令 東京高裁、ネット配信記事めぐり

産経新聞がインターネットに配信した記事で名誉を傷つけられたとして、「大袈裟太郎」の名前で活動するライターの男性が110万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁(三角比呂裁判長)は、22万円の賠償を命じた1審東京地裁判決を支持し、男性側と産経新聞社側双方の控訴を棄却した。1審判決によると、男性は平成29年11月9日、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古移設への抗議活動中に公務執行妨害などの疑いで逮捕された。産経新聞は翌10日、逮捕についてのネット上の書き込みを紹介する記事をネット配信。記事は既に削除されている。(産経新聞 7月 4 日)

#### 【概評】(2023年5月11日～7月5日)

- ◆辛淑玉さんの「名誉毀損」最高裁確定。この国を覆う「差別ビジネス」とジャーナリズムの劣化。賠償金額の大きさなど、続く安田菜津紀さんの勝訴と歴史的意義は大きい◆
- ネット中傷に相次ぐ賠償命令、提訴も武器。産経がまた敗訴、社内検証は? 加藤達也(元編集委員)が内閣情報調査室(情報機関トップ)に転職するなどこの国も危険水域◆筆者も支援している「旅券」国賠で一審「棄却」判決を書いた外務省への忖度(国策、外交優先)裁判官岡田幸人裁判長が「事実関係に誤認」があるとして賠償命令?!
- ◆韓国の「慰安婦」控訴審に日本の弁護士が証言、人権・後進国日本が浮彫りに◆1957 年の砂川事件、確定後の国賠償訴訟(吉永満男弁護団代表・国賠ネット会員)に元外交官の孫崎享さんが証言。米公文書にも抵抗する日本国(沖縄機密文書の西山国賠でも)の行末は本当に危ない。

## 映画の案内

# 怪物

監督：是枝裕和  
脚本：坂元裕二  
音楽：坂本龍一

5月のカンヌ国際映画祭で公式上映され、脚本賞を受賞した「怪物」が、6月上旬から全国で公開された。5年前に「万引き家族」で最高賞パルム・ドールに輝いた是枝監督の最新作である。

舞台は湖のある地方都市。街を見渡す高層マンションから、少年湊（黒川想矢）とシングルマザーの母早織（安藤サクラ）が雑居ビルの火事を見ていた。小学5年の湊から「豚の脳を移植した人間は人間？豚？」と質問されて早織は戸惑う。担任の保利先生（永山瑛太）が話したことだという。スニーカーの片方を無くしたり、持ち帰った水筒から泥水が出たり、気がかりなことが重なる。

帰りの遅い湊を車で捜し回ると、廃線になった鉄道のトンネルで、スマホの明かりをかざして「怪物、だーれだ」と呼びかけている。車に乗せた湊は、突然、ドアを開けて飛び降りてしまう。運良く軽い怪我で済むが、CT検査を受けた時に、「湊の脳は豚の脳だ」と保利先生に言われたと涙ぐむ。

翌日、早織は学校を訪ね、校長（田中裕子）らに保利先生のひどい言葉や暴力を訴える。数日して呼ばれた学校で、保利から「誤解を受けて残念だ」と謝罪を受ける。数日経っても元気の出ない湊を見て、早織は更に追及。同級生の依里（柊木陽太）にも話を聞く。小学校の集会室に保護者が集められ、保利が暴力を認めて謝罪、辞職。地方新聞に大きく報道されて一段落したかに見えた。

映画はさらに同じ時間の流れを保利先生の視点で描く。雑居ビルの火災の時にガールズバーにいたとの噂や恋人との諍い、そこに、校長や同僚教師から指導・忠告が誤解を生んでいた。担任として少年たちを気遣う教師の姿が現れる。さらに、少年たちの視点か

ら見ると、いくつもの思い違いが明らかになる。二人が作りあげた秘密基地と夢のような楽しみ、そして台風の近づく朝の突然の終焉…

母親の視点、担任教師や校長の視点、少年たちの視点から捉えられたエピソードが、それぞれの時間軸で繰り返される。視点の違いは当然にもそれぞれに死角があり、誤解や思い違いがあった。芥川龍之介の「藪の中」のようだ。

それぞれの目に「怪物」のように見えた人物が、視点を変えると、まっとうにも感じられる。モンスターペアレントも、事なかれ主義の教師たちも、正体のつかめない子どもたちも。ではこの「怪物性」はどこから来るのだろう。

映画「怪物」のパンフレットに載る内田樹氏の「怪物の恐ろしさ」を以下に引用したい。

「この映画に出てくる人たちはみな何らかの形の『怪物』を飼っている。…穏やかで優しい人がうちに飼っている『怪物』が解き放たれた時、『怪物』は誰も見たことのない異形のものとなる。そういう『怪物』に『製造者責任』を感じる人がどこにもいないからだ。子どもは『ふつうの自分』がどんな人間であるかについて、いまだ確たる自己像を形成していない。わずかに場面が変わり、人物配置が変わっただけで、子どもは別人のようになる。その可塑性こそ『子どもらしさ』の本質なのだが、そのせいで子どもたちは『怪物』を解き放った時にも、自分がその起源なのだという自覚を持つことができない。それは『見ず知らずの誰か』なのだ」

このように「怪物」は恐ろしい。

【磯部 忠】



©2023「怪物」製作委員会